

第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

ひと ひと
女と男がともに認め合い、ともに輝くまち

第1次計画策定以降の10年間に、男女共同参画に関わる様々な法制度が整備され、職場環境の改善や、男女どちらか一方が少なかった分野への参画がみられます。また、男女共同参画を支えるサービスが充実するとともに、子育てに積極的な男性も多くなっており、アンケート結果からも、住民の意識の変化がうかがわれます。

一方、職場など実質的な男女平等が進まない分野があること、理想とは大きくかけ離れた仕事優先の暮らし、女性と男性の平等感の違い、年代による考え方の違いなどの現状が浮かび上がっています。また、本町においては、幼保一元化を進めているところですが、男女共同参画のため最重要課題が保育サービスの充実というアンケート結果が出ています。

今後、急速に進む少子高齢化・人口減少、厳しい経済・雇用情勢の変化などにより、住民の暮らし方、働き方も多様化します。このような社会にあって、これまでの暮らし方や働き方を見直し、男女が互いを尊重し、共同して豊かなまちを築いていくことが必要です。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会です。

その社会は、

- ◆制度や慣行が男女の活動の選択に中立になるよう配慮されている
- ◆まちづくりや町の政策の立案・決定の場への男女の参画機会が確保されている
- ◆家庭における男女の協力と社会支援の下に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる
- ◆男女の人権が尊重され、生涯を通じて健やかに安心して暮らせる

などの環境が整い、女性にとっても男性にとっても暮らしやすく、多様性に富んだ社会であると考えます。

この計画では、住民一人ひとりが男女平等、人権尊重の意識を高めるとともに、行政、地域社会、事業所などが協力して、上記に掲げた環境の整備を目指していきます。この目指すべき姿を「ひと ひと
女と男がともに認め合い、ともに輝くまち」と表し、本計画の基本理念とします。

2 基本目標

男女が互いを尊重し、基本理念に描いた「女と男がともに認め合い、ともに輝くまち」の実現を目指し、次の基本目標を定めて施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

社会的、文化的に形成された性差（ジェンダー）にとらわれることなく、それぞれの自由な意思とその能力により、男女がともに社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、男女共同参画の意義を理解し、行動していくための教育・啓発を推進します。

基本目標Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進

男女が対等な構成員として町の政策の方針決定の場に参画できるよう、町の審議会等への女性の積極的な登用を図るとともに、各種団体、事業所に働きかけを行います。また、男女共同参画について施策等の広報に努め、住民の関心を高めていきます。

さらに、地域社会においても女性の指導的役割が促進されるよう働きかけを行うとともに、まちづくりへの女性の意見の反映を推進します。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに、仕事と家庭、地域活動、余暇活動など、様々な分野においてバランスよく活動できるよう、町、事業所、地域社会が協働して、働き方の見直し、子育てや介護と仕事の両立ができる職場環境の改善、子育て支援サービスや介護サービスの充実などに取り組みます。

女性の再就職、起業、多様な働き方の選択を支援する取り組みを行うとともに、事業者に対して、女性の再就職や継続雇用の促進、職場における給与・昇進など待遇の改善、パートタイム労働者や派遣社員の処遇・労働条件の改善、ハラスメント防止などについて啓発、情報提供を行います。

また、農林業、商工自営業における女性の労働条件の改善や地位向上の取り組みを支援します。

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり

配偶者等からの暴力を防止する取り組み、相談体制の充実やその周知を図るなど、女性も男性も、そしてすべての人が個人として尊重され、人権が保障される社会の実現に努めます。

また、女性の人権の一つとされる「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

3 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発	①様々な機会や場を活用した普及啓発
		②男女共同参画に関する学習の推進
	2 家庭、地域における男女平等教育の推進	①子育てにおける男女共同参画の促進
		②家庭内でのパートナーシップの促進
	3 学校等における男女平等教育の推進	①男女共同参画意識を育てる教育の推進
		②学校等の行事における父親の参加促進
		③男女平等教育に対する教職員の意識啓発
Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進	1 政策方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等への女性の参画促進
		②管理職等への女性の登用促進
	2 まちづくり等への女性の意見の反映	①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用
		②まちづくりへの女性の意見の反映
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現	1 仕事と子育て・介護の両立支援	①子育て支援サービスの充実
		②母子保健サービスの充実
		③ひとり親家庭等に対する子育て支援
		④介護サービス等の充実
	2 男女が働きやすい職場環境づくり	①男女が働きやすい職場環境づくり
		②農林業・商工自営業に従事する女性への支援
		③子育て後の女性の再就職に対する支援
Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の防止と被害者支援
		②人権に関わる相談体制の整備
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及啓発
		②妊娠・出産に関する健康支援
		③成人期・高齢期における健康支援
		④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進

4 計画の基本的視点

本計画の策定および施策の推進にあたり、次のことを基本的視点とします。

(1) 人権の尊重

男女共同参画社会とは、男女それぞれが、その性別にとらわれず、個人として尊重される社会です。男性であれ、女性であれ、その性別による違いだけで生き方が制約され、暴力や不利益を被ることがあってはなりません。個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保されることなど、すべての人の人権があらゆる場において保障される社会を実現する必要があります。

(2) 社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）の解消

「男は仕事、女は家庭」といった社会的・文化的に形成された性差、すなわちジェンダーは人の意識、行動、社会の制度・慣行のなかに根強く存在しています。固定的な性別役割は、男女がその性別に関わりなく持っている可能性や自由な生き方としての自分らしさを失わせ、次の世代に引き継がれていきます。社会的・文化的に作られたこうした性差は、決して固定的ではないことを認識し、社会のシステムや慣行を、ジェンダーに敏感な視点から見直し、男女が自らの人生を主体的に選択できる社会を目指します。

なお、これまでは、どちらかといえば女性の役割とされた家事や育児を男性も共同で行うことなどをイメージしがちですが、男性自身が男性の固定的性別役割を見直すこと、たとえば、家庭の経済は男が担うのが当たり前という意識や、周囲のそういった見方を変えていくことも含まれています。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男女がともに充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、私生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。特に、男性が従来の職場中心のライフスタイルから、職場、家庭、地域社会等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、地域全体が協働して取り組む必要があります。

(4) 女性が力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進

男女がともに政策や方針の立案・決定過程に参画していくことにより、初めて性による差別のない新しい社会システムを築くことができます。女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること（エンパワーメント）が不可欠であり、そのための社会的環境整備を支援します。

(5) あらゆる分野でのパートナーシップの実現

男女共同参画社会の実現に向け、職場、地域社会、家庭といった社会のあらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていきます。

(6) 住民・事業者との協働

この計画は、家庭、地域社会、職場など、それぞれの生活場面での男女共同参画を推進するものです。男女共同参画社会は、行政の一方的な施策の推進だけで実現するものではなく、住民一人ひとりの取り組みが必要です。住民、事業者、町がそれぞれの責務を果たし、協働して男女共同参画の取り組みを推進します。

